

中小企業等経営強化法の経営力向上税制 Q & A

(一社) 日本配電制御システム工業会

平成 29 年 8 月 2 日現在

弊会は、中小企業等経営強化法における経営力向上設備等に関する税制措置に係る証明書の発行について申請を受け付けています。弊会の取扱い設備要件は下記 2 点です。

1. 【建物附属設備／電気設備／その他のもの】のうち受変電設備
2. 【機械及び装置／31 電気業用設備／太陽光発電等】のうち受変電設備

NO	質 問	回 答
1	申請者は設備メーカーだけですか？	原則として設備メーカーですが、要件を満たす条件について、正確な申請が出来れば、代理店や子会社でも申請が可能です。
2	「太陽光発電システム」の発電設備の全体を申請できますか？	生産性向上設備（A 類型）及び固定資産税特例では、太陽光発電設備の全体について証明書を発行できませんので、個別の設備ごとに関連する工業会に申請する必要があります。高圧受変電設備は、弊会で証明書を発行しています。また、(一社) 日本電機工業会では、パネル及び PCS など個々の機器について証明書を発行しています。
3	機械及び装置用様式 2 の設備の種類または細目は空白で良いですか？	空白では受け付けられませんので、税制申請者に確認して国税庁減価償却耐用年数表の別表第二より該当項目を記載して下さい。最近の電力会社へ売電するのが多い太陽光発電は、「31 電気業用設備のうちその他のもの」となります。
4	太陽光発電設備の電力を食料品製造業用に利用する場合の設備分類は、電気業用にして良いですか？	発電設備から生ずる最終製品（電気）を専ら用いて他の最終製品（食品）が生産される場合には、電気業用に係る設備ではなく、食料品製造業用に係る設備として、その設備の種類を判定を行うことになり耐用年数省令別表第二「1 食料品製造業用設備」となります。なおこの回答は一般論ですので、納税者が行う具体的な取引等は税務署へ確認が必要です。
5	証明書だけで税制の適用をうけられますか？	証明書は、販売時期と生産性向上 1%の要件を満たしていることを証明する書類でしかなく、税制の適用を受けられることを証明している書類ではありません。
6	東京の自動車整備業の建物に受変電設備を設置し固定資産税特例を申請する場合は、本制度の対象になりますか？	東京など 7 都府県は本税制の対象外の地域ですが、自動車整備業などの一部の業種は、本制度の対象になります。詳しくは、中小企業庁の制度説明ウェブを確認してください。 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokakotei.pdf (経営力向上設備等に係る固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認について(PDF 形式:253KB))

7	取得価格には、受変電設備据付、運送などに係る費用も含まれますか？	運送費、試験費用、据付費用など減価償却資産に計上されるものは、本制度の対象になります。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。
8	型式確認方法により複数枚の証明書を発行してもらえますか？	型式確認方法は採用していません。設備一件毎に発行します。また、様式3（確認内訳表）に納入年月と数量を必ず記入してください。
9	変圧器のリニューアルは、取り扱っていますか？ また、対象になりますか？	変圧器のみの場合は、（一社）日本電機工業会で証明書の発行を取り扱っていますが、弊社でも取り扱いできます。 本制度の要件である①販売開始時期 ②生産性向上 ③最低取得金額の条件を満たせば対象になります。 様式2の設備の名称は「受変電用設備用 変圧器 」と記載してください。
10	受変電設備の納入時に一部の変圧器を据え付けず、現地でサブコン等が設置する場合、当該変圧器の内容がわかりません。 どのように申請したらよいですか？	当該設備が本制度の要件を満たしていることを正確に把握できる法人であれば、申請が可能です。 このため、電気工事業者等の申請も可能です。 また、盤メーカーが申請する場合、変圧器の内容が把握できた時点で申請を行ってください。
11	建設会社の仮設用のキュービクルは、本制度の対象になりますか？	弊会はあくまで建物附属設備及び電気業用設備についての証明書発行団体であり、本制度の対象となりません。 総合工事業用設備の証明書発行団体が窓口になります。
12	「年平均1%以上向上」を判断する場合、旧モデルとは何ですか？	当該変圧器を製造している変圧器メーカーの、当該品の一代前モデルと比較して下さい。 受変電設備の更新の場合でも、新たに設置する変圧器メーカーの一世代前のモデルとの比較です。既存設備にて使用しているモデルとの比較ではありません。
13	受変電設備の変圧器の内容がわかりません。 どのように申請したらよいですか？	申請する場合、変圧器の内容（容量、電圧、エネルギー消費効率等）が把握できた時点で申請を行ってください。
14	受変電設備の一部改修について申請の留意点を教えてください。	変圧器の増設や一部交換の場合、スケルトンなどに本制度の対象となる変圧器等の設備がわかるように表示してください。
15	受変電設備の納入時に一部の変圧器がスペースの場合、当該変圧器の内容がわかりません。どのように申請したらよいですか？	証明書は実装台数に対しての証明として発行します。 様式3（確認内訳表）には実装台数分を記載してください。

16	受変電設備の複数台ある変圧器の一部にエネルギー消費効率向上が年平均1%未満のものがあるので、その変圧器は申請から省略できますか？	弊会は受変電設備についての明書発行団体であり、受変電設備に収納されている高圧変圧器すべてのエネルギー消費効率の向上率を確認しますので省略できません。
17	受変電設備内のすべての変圧器が要件確認対象ですか？	高圧変圧器が対象です。 ただし、所内電源専用の変圧器（一般に3kVA以下）は除外します。
18	海外メーカーの変圧器を使用した申請はできますか？	可能です。国内メーカーと同様に、当該変圧器を製造している変圧器メーカーの、当該品の一代前モデルと比較して下さい。
19	新商品の変圧器で旧モデルがない場合、生産性比較が不要ですか？	新商品であっても、まずは変圧器メーカー社内の類似する機能・性能を持つ変圧器を抽出してもらい、当該変圧器と比較して下さい。それでも比較するものが見つからない場合はご相談願います。
20	証明書は、申請後どの程度の期間で発行してもらえますか？	申請書受理が、特に問題が無ければ一週間程度で発行しています。
21	指定様式3の印刷はカラー指定ですか？	様式3エクセルの記入欄はカラーを使用していますが、印刷は白黒で問題ありません。
23	再発行の場合手数料が発生するのですか？	手数料は全ての再発行（弊会会員も会員以外も）について、証明書1通につき1,000円申し受けます。
24	証明書は何年間保管ですか？	証明書の保管義務があるのは納税者です。工業会は保管義務がありませんが、確認目的のために証明書写しを1年間保存した後に廃棄します。